

逗子市総合計画基本構想改定及び
中期実施計画策定に係る修正案

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

◆ めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

◆ 基本構想の取り組みの方向

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育てできるまち

（中略）

4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーション*とリハビリテーション*の理念を継承し、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、「地域で自分らしく生きるため」「安心して納得できる生き方を求めて」、それを実現していくことができるまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ*に応じた一貫した支援体制を充実するとともに、災害等緊急時の備え、バリアのない環境づくりを進める必要があります。

また、道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリー*も実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

◆ めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

◆ 基本構想の取り組みの方向

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育てできるまち

（中略）

4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーション*とリハビリテーション*の理念を継承し、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる共生社会を実現していくまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ*に応じた一貫した支援体制を充実するとともに、高齢化や「親亡き後」を見据えた仕組みづくりを進める必要があります。

また、バリアフリーのまちづくりとして道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリー*も実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

総合計画（前期実施計画）一部抜粋

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	<p>少子高齢化、核家族化が進み、地域社会や家族の様相も大きく変化し、さらに発達障害者支援法の施行後は、発達に心配のある子どもが全国的に顕在化してきている。本市においても同様な傾向がみられる中、こうした子どもたちへの支援には、新たな考察や手法・体制が求められている。</p>	<p>★療育の対象年齢を拡大し、就学後の支援体制を強化して18歳までの子どものライフステージに応じた継続的な支援を行うため、(仮称)療育・教育の総合センターを設置する。</p> <p>★療育を必要とする子どもの早期発見・早期療育への対応のための相談、保護者のケアの充実を図る。</p> <p>・相談支援事業所と連携し、生涯を通じた継続的な支援を行う。</p>
2	<p>障がいのある人が自立し、社会参加ができる環境を整えることが求められている。</p>	<p>★障がいのある人の居住の場を確保するとともに、地域生活を支援することにより自立を促す。</p> <p>・障がいのある人の雇用の機会や場所の確保等により自立を支援する。</p>
3	<p>障がいのある人もない人も分け隔てられることなくすべての人々がその人らしく生きていくことをみんなで支え合うことができるよう、こころのバリアを取り払う取り組みが求められている。</p>	<p>・障がいのある人への理解を深めるため、福祉教育や学習の場を充実させるとともに、人々のふれあいの場を確保するなど啓発や地域への働きかけを強化する。</p> <p>・障がいのある人やその家族、地域等における自発的な取り組みを支援する。</p>
4	<p>障がいのある人もずっと安心して暮らし続けられるよう災害等緊急時の備えやバリアのない環境づくりが求められている。</p>	<p>・避難行動要支援者*支援制度など災害時にも地域で支え合えるような仕組みづくりを推進する。</p> <p>・ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化を推進する。</p>

総合計画（中期実施計画）作成案

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み
1	障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族などを対象とする療育推進事業は、こども発達支援センターが中核的な支援施設として、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいる。対象となる児童の増加等に伴い、さらなる相談支援体制の充実が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳までの子どものライフステージに応じた継続的な支援を行うため、療育・教育総合センターを運営する。 ・療育を必要とする子どもの早期発見・早期療育への対応のための相談体制及び、家族支援の充実を図る。 ・相談支援事業所と連携し、対象者本人を中心とした、生涯を通じた切れ目のない支援の拡充を図る。
2	障がいのある人が必要な支援を受けながら、自立して地域生活を営んでいくために、居住の支援が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の居住の場を確保するとともに、地域生活を支援することにより自立を促す。
3	障がいのある人が適性に応じて社会参加でき、自立して地域生活を営んでいくために、経済的な基盤を確保する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の雇用の機会や場所の確保等により自立を支援する。
4	障がいのある人もない人も分け隔てられることなくすべての人々がその人らしく生きていくことをみんなで支え合うことができるよう、公共施設のバリアフリー化とともに、こころのバリアを取り払う取り組みが求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への理解を深めるため、福祉教育や学習の場を充実させるとともに、人々のふれあいの場を確保するなど啓発や地域への働きかけを強化する。 ・障がいのある人やその家族、地域等における自発的な取り組みを支援する。 ・ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化を推進する。
5	障がいのある人もずっと安心して暮らし続けられるよう、高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた仕組みづくりを進める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた創意工夫により、地域全体で障がいのある人の生活を支える地域生活支援拠点等など、サービス提供体制の充実を図る。

◇具体的施策①

18歳までの子どもの発達段階に応じた継続的な支援を行う。

(現況・課題)

障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族などを対象とする療育推進事業は、こども発達支援センターが中核的な支援施設として、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っている。対象となる児童の増加等に伴い、さらなる相談支援体制の充実が求められている。

重要業績評価指標 (KPI)	現状 (2021.3)
<p>センター開設前に設定した前期目標数値を達成したため、中期実施計画は、センター相談実績による目標設定とする。</p> <p>【中期実施計画目標「療育教育総合センターを18歳までに一度でも利用したことのある子どもの割合」(相談実績数値)】</p> <p>(こども発達支援センター利用児(新規・継続(18歳以下)) + 教育研究相談センター新規利用児童生徒) ÷ 市内年齢別人口(0~18歳以下) = 相談実績値</p> <p>参考:【前期実施計画目標設定値「平成24年に文部科学省が行う調査など」】</p> <p>【根拠】①文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(10年毎実施 H24年度6.5%) * 次回R4年度実施 ②県教委「義務教育で特別支援教育(特別支援校・特別支援級・通級指導)を受けている児童・生徒の割合」(毎年実施 H24年度2.9%≠3.0%)(R3年度5.0%)</p> <p>①+②=9.5%</p>	<p>前期目標設定値 9.5% (R4)</p> <p>実績値 12.3% (R2)</p> <p>中期目標設定値 18.9% (R11)</p>

(主な取組み)

主な取組み	○18歳までの子どものライフステージに応じた継続的な支援を行うための療育教育総合センターの運営	総合戦略	
予算事業名	こども発達支援センター運営事業	担当課	療育教育総合センター
事業説明	18歳までの子どものライフステージに応じて継続的に支援を行うため、療育教育総合センターを運営する。		

主な取組み	○早期発見・早期療育のための相談体制等の充実	総合戦略	
予算事業名	こども発達支援センター運営事業	担当課	療育教育総合センター

事業説明	療育を必要とする子どもの早期発見・早期療育への対応のための相談体制及び家族のケアの充実を図る。
------	---

主な取組み	○相談支援事業所との連携及び切れ目のない支援の充実	総合戦略	
予算事業名	相談支援事業・児童福祉法給付等支給事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	本人を中心として、相談支援事業所及び相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センター等との連携と、18歳以降を含む生涯を通じた切れ目のない支援の充実を図る。		

◇具体的施策②

障がいのある人の居住支援

(現況・課題)

障がいのある人が必要な支援を受けながら、自立して地域生活を営んでいくために、居住の支援が求められている。

重要業績評価指標 (KPI)	現状 (2021.3)
市内におけるグループホームの施設数 12 か所 (障がい者福祉計画における令和 5 年度の目標値 9 か所、 令和 8 年度の目標値 11 か所)	7 か所

(主な取組み)

主な取組み	グループホームの整備費用補助	総合戦略	
予算事業名	民間障がい者福祉施設整備等促進事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	グループホームを新規に設置する社会福祉法人等の運営法人または運営法人に賃貸する目的でグループホームを整備した者に、その整備費用の一部を補助する。		

主な取組み	グループホームの家賃助成	総合戦略	
予算事業名	民間障がい者福祉施設整備等促進事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	市内外のグループホームに入居する障がいのある人に、家賃の一部を助成する。		

◇具体的施策③

障がいのある人の就労支援

(現況・課題)

障がいのある人が適性に応じて社会参加でき、自立して地域生活を営んでいくために、経済的な基盤を確保する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状 (2021. 3)
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数 18 人 (障がい者福祉計画における令和 5 年度の目標値 14 人)	11 人 (令和 2 年度実績)

(主な取組み)

主な取組み	障がい特性に応じた就労支援体制づくり	総合戦略	
予算事業名	就労等支援事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	障害福祉サービス提供事業者への補助や市役所内における職場体験を行うなど、障がい特性に応じた就労等への支援を行う。また、関係機関の相互連携により、就労可能な事業所等の情報共有、就労体験の実施が可能な事業所等の確保、雇用主に対する理解促進事業等、多岐にわたる支援の取り組みを進める。		

主な取組み	知的障がい者等雇用報償金	総合戦略	
予算事業名	知的障がい者等雇用促進事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	知的障がいや精神障がいのある人を雇用する市内外の事業主に雇用報償金を支給し、雇用の促進と就労の定着を図る。		

主な取組み	障害福祉サービスの充実	総合戦略	
予算事業名	障害者自立支援給付等支給事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	介護給付や訓練等給付を支給し、居宅介護などの訪問系サービスや日中活動を支援する機能訓練、就労支援などの日中活動系サービス、グループホームなどの居住系サービスを提供することにより、障がいのある人の地域生活を支援する。		

◇具体的施策④

バリアフリーの推進

(現況・課題)

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、すべての人々がその人らしく生きていくことをみんなで支え合うことができるよう、公共施設のバリアフリー化とともに、こころのバリアを取り払う取り組みが求められている。

重要業績評価指標 (KPI)	現状 (2021. 3)
まちづくりに関する市民意識調査において、「障がいや障がいのある人に対し、社会全体の理解が進んできた」との回答割合が70%以上になる。	59.1%

(主な取組み)

主な取組み	障がい理解のための啓発と自発的な取り組みの支援	総合戦略	
予算事業名	障がい者の住みよいまちづくり推進事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	障がいや障がいのある人への市民の理解を深めるため、こころのバリアフリーを推進するための啓発イベント等を実施し、障がいのある人やその家族、地域等における自発的な取り組みを支援する。		

主な取組み	公共施設整備バリアフリー懇話会の運営	総合戦略	
予算事業名	障がい者の住みよいまちづくり推進事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	市が設置または管理する公共施設を整備する際に、広く市民、高齢者、障がいのある人等の代表を含む関係者等の意見を聴取することにより、バリアフリー化を進める。		

主な取組み	福祉教育の推進	総合戦略	
予算事業名	—	担当課	学校教育課
事業説明	社会福祉協議会や当事者団体等と連携しながら、市内小中学校において、障がい、LGBT等社会的マイノリティとその多様な在り方や、高齢者の介護などを広く理解する福祉教育に取り組む。		

◇具体的施策⑤

地域生活支援拠点等の充実

(現況・課題)

障がいのある人もずっと安心して暮らし続けられるよう、高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた仕組みづくりを進める必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状 (2021. 3)
緊急時の受け入れ・対応の対象となるハイリスク者の登録者数 30 人 ※ハイリスク者：主な介助者が急病等で不在になることにより、一時的に在宅生活を送ることが困難になる者	2 人

(主な取組み)

主な取組み	地域生活支援拠点等の充実	総合戦略	
予算事業名	障害者自立支援給付等支給事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための 5 つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を地域生活支援拠点等として整備、充実に取り組む。5 つの機能の内、緊急時の受け入れに係る費用を補助し、各機能に関連する給付費加算を支給する。		

主な取組み	相談支援体制の充実	総合戦略	
予算事業名	相談支援事業	担当課	障がい福祉課
事業説明	基幹相談支援センターが委託相談支援事業及び特定相談支援事業等と連携し、緊急時の対応に必要なコーディネート及び相談、専門的な人材の確保・養成、地域の様々なニーズに対応できる体制づくり等の機能を担う。 また、自立支援会議を活用して地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討を行う。		

主な取組み	通所体験の推進	総合戦略	障がい福祉課
予算事業名	就労等支援事業	担当課	
事業説明	地域移行支援や親元からの自立に当たって、就労を目標とした障害福祉サービスの利用を進める通所体験事業を実施する。		